

## 加東市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

## 現 行

## 風水害総則-11

## 第3 気象

## 2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間平均気温の平均値  $14.3^{\circ}\text{C}$ 、年間最高気温の平均値  $35.4^{\circ}\text{C}$ 、年間最低気温の平均値  $-6.5^{\circ}\text{C}$  (いずれも 1979~2006 平均値)、年間降水量の平均値  $1,397\text{mm}$  である (1976~2006 平均値)。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

過去 5 カ年での年降水量は、2002 年  $1,064\text{mm}$ 、2003 年  $1,640\text{mm}$ 、2004 年  $1,850\text{mm}$ 、2005 年  $979\text{mm}$ 、2006 年  $1,662\text{mm}$  と推移している。

## 風水害総則-12

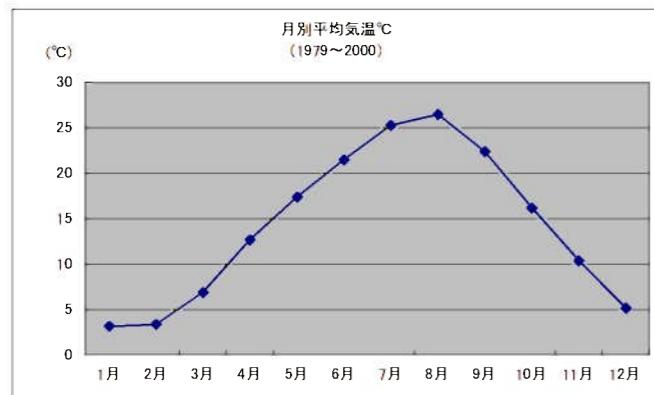
## 3 気象極値

西脇アメダス資料により極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。

雨量極値表

| 順位  | 種別<br>月間降水量 mm  | 日降水量 mm             | 時間降水量 mm          |
|-----|-----------------|---------------------|-------------------|
| 1 位 | 452<br>(1976.9) | 167<br>(1983.9.28)  | 64<br>(1983.9.28) |
| 2 位 | 423<br>(2006.7) | 158<br>(1996.8.28)  | 57<br>(1996.8.28) |
| 3 位 | 373<br>(1993.8) | 145<br>(2004.10.20) | 56<br>(1976.9.13) |
| 4 位 | 367<br>(1983.9) | 138<br>(2004.9.29)  | 55<br>(1995.6.26) |
| 5 位 | 355<br>(1995.7) | 123<br>(1999.9.15)  | 53<br>(2000.10.9) |

(統計期間：1976.3~2007.2)



## 改 正 後

## 第3 気象

## 2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値  $14.3^{\circ}\text{C}$ 、年間最高気温の平均値  $35.6^{\circ}\text{C}$ 、年間最低気温の平均値  $-6.4^{\circ}\text{C}$  (いずれも 1979~2011 平均値)、年間降水量の平均値  $1,374\text{mm}$  である (1976~2011 平均値)。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

過去 5 カ年での年降水量は、2007 年  $1,345\text{mm}$ 、2008 年  $1,202\text{mm}$ 、2009 年  $1,409\text{mm}$ 、2010 年  $1,700\text{mm}$ 、2011 年  $1,763\text{mm}$  と推移している。

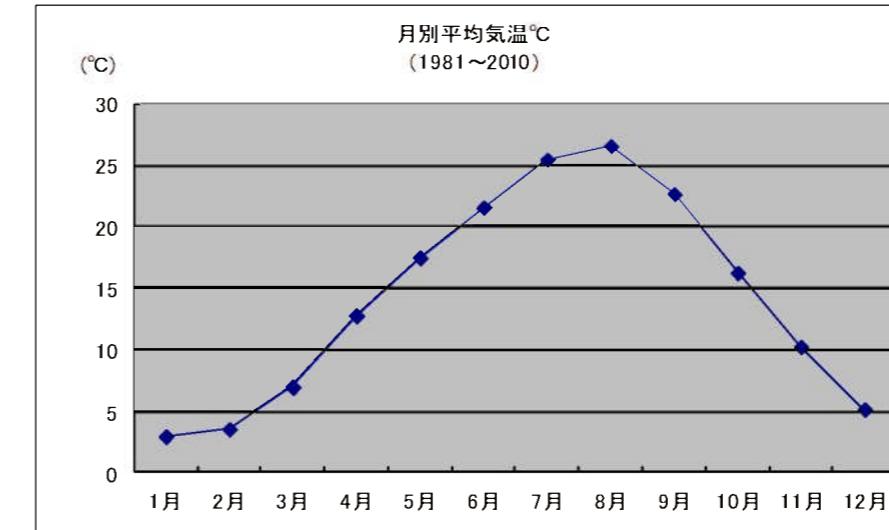
## 3 気象極値

西脇アメダス資料により極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。

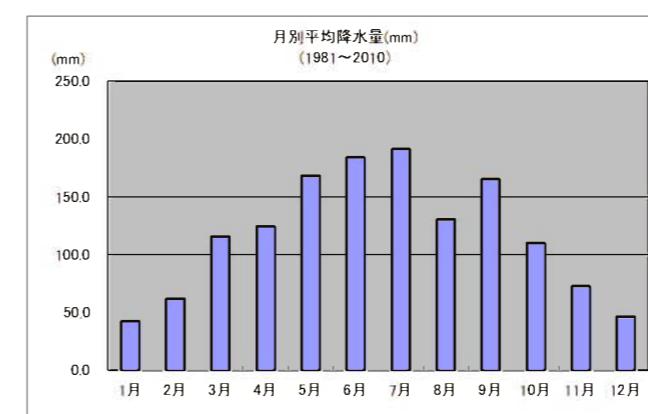
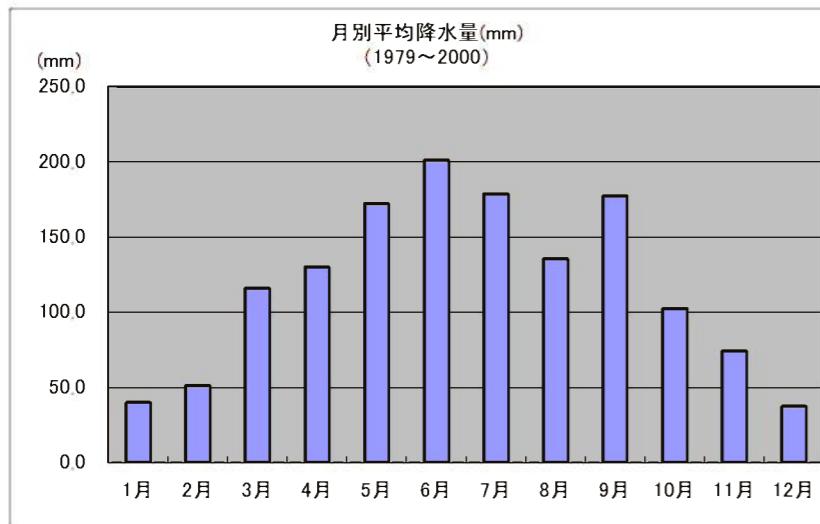
雨量極値表

| 順位  | 種別<br>月間降水量 mm  | 日降水量 mm             | 時間降水量 mm          |
|-----|-----------------|---------------------|-------------------|
| 1 位 | 529<br>(2011.9) | 182<br>(2011.9.20)  | 64<br>(1983.9.28) |
| 2 位 | 452<br>(1976.9) | 167<br>(1983.9.28)  | 57<br>(1996.8.28) |
| 3 位 | 423<br>(2006.7) | 158<br>(1996.8.28)  | 56<br>(1976.9.13) |
| 4 位 | 373<br>(1993.8) | 145<br>(2004.10.20) | 55<br>(1995.6.26) |
| 5 位 | 369<br>(2011.5) | 138<br>(2004.9.29)  | 53<br>(2000.10.9) |

(統計期間：1976.3~2011.2)



## 風水害総則-13



## 風水害総則-14

### 第2節 社会的条件

#### 第1 人口・世帯

平成17年国勢調査によれば、市の総人口は、39,970人、世帯数13,155世帯、人口密度253.8人/km<sup>2</sup>である。人口分布は、社地域52%、滝野地域30%、東条地域18%となっており、社地域に人口の約5割が集中している。世帯平均人数は3.0人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成17年の人口は、平成12年に比べ減少している。減少数は718人、減少率は-1.8%である。その内訳は、滝野地域だけが増加(+144人)、その他の地域は810~850人程度減少している。

65歳以上の人口が占める割合は、20.3%で、65歳以上の親族がいる一般世帯の割合は41.2%、うち高齢単身世帯は13.4%である。全市平均では、約4割で65歳以上の高齢者がいることになるが、高齢者がいる世帯の割合は社地域が39.8%、滝野地域が34.4%、東条地域が54.1%である。

平成12年の国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約7.5%夜間人口より多い状況である。

#### 人口・世帯

| 人口      | 世帯数      | 人口密度                   | 平均世帯人員 |
|---------|----------|------------------------|--------|
| 39,970人 | 13,155世帯 | 253.8人/km <sup>2</sup> | 3.0人   |

#### 地域別人口

| 区分   | 人口総数   | 男      | 女      | 世帯数    |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 社地域  | 20,732 | 10,111 | 10,621 | 7,436  |
| 滝野地域 | 11,967 | 5,924  | 6,043  | 3,950  |
| 東条地域 | 7,271  | 3,543  | 3,728  | 2,281  |
| 加東市計 | 39,970 | 19,578 | 20,392 | 13,155 |

資料) 国勢調査22年

#### 年齢別・地域別人口

| 区分   | 単位:人  |        |       |                 |
|------|-------|--------|-------|-----------------|
|      | 0~14歳 | 15~64歳 | 65歳以上 | 総数              |
| 社地域  | 3,174 | 13,400 | 4,005 | 20,732(15<br>3) |
| 滝野地域 | 2,124 | 7,604  | 2,236 | 11,967(3)       |
| 東条地域 | 957   | 4,451  | 1,863 | 7,271(0)        |
| 加東市計 | 6,255 | 25,455 | 8,104 | 39,970(15<br>6) |

資料) 国勢調査平成17年

※総数は年齢不詳を含む。() 内数値は年齢不詳者

### 第2節 社会的条件

#### 第1 人口・世帯

平成22年国勢調査によれば、市の総人口は、40,181人、世帯数14,133世帯、人口密度255.1人/km<sup>2</sup>である。人口分布は、社地域52%、滝野地域30%、東条地域18%となっており、社地域に人口の5割強が集中している。世帯平均人数は2.8人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成22年の人口は、平成17年に比べ増加している。増加数は211人、増加率は+0.5%である。その内訳は、社地域+143人、滝野地域+53人、東条地域は+15人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、22.1%で、65歳以上の親族がいる世帯の割合は40.9%、うち高齢単身世帯は16.8%である。高齢者がいる世帯の割合は社地域が39.8%、滝野地域が36.0%、東条地域が52.3%である。

平成22年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.4%夜間人口より多い状況である。

#### 人口・世帯

| 人口      | 世帯数      | 人口密度                   | 平均世帯人員 |
|---------|----------|------------------------|--------|
| 40,181人 | 14,133世帯 | 255.1人/km <sup>2</sup> | 2.8人   |

#### 地域別人口

| 区分   | 人口総数         | 男      | 女      | 世帯数    |
|------|--------------|--------|--------|--------|
| 社地域  | 20,875 (52%) | 10,233 | 1,0642 | 7,436  |
| 滝野地域 | 12,020 (30%) | 5,909  | 6,111  | 4,197  |
| 東条地域 | 7,286 (18%)  | 3,596  | 3,690  | 2,500  |
| 加東市計 | 40,181       | 19,738 | 20,443 | 14,133 |

資料) 国勢調査22年

#### 年齢別・地域別人口

| 区分   | 0~14歳 | 15~64歳 | 65歳以上 | 総数           |
|------|-------|--------|-------|--------------|
| 社地域  | 2,915 | 13,603 | 4,357 | 20,875 (52%) |
| 滝野地域 | 1,950 | 7,555  | 2,515 | 12,020 (30%) |
| 東条地域 | 940   | 4,357  | 1,989 | 7,286 (18%)  |
| 加東市計 | 5,805 | 25,515 | 8,861 | 40,181       |

資料) 国勢調査平成22年

## 昼夜間人口

単位:人

| 区分   | 夜間人口   | 昼間人口   |
|------|--------|--------|
| 社地域  | 21,524 | 24,737 |
| 滝野地域 | 11,823 | 11,553 |
| 東条地域 | 7,320  | 7,444  |
| 加東市計 | 40,667 | 43,734 |

資料) 国勢調査平成 12 年

## 第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 11%となっている。

## 地目別土地面積(有租地面積)

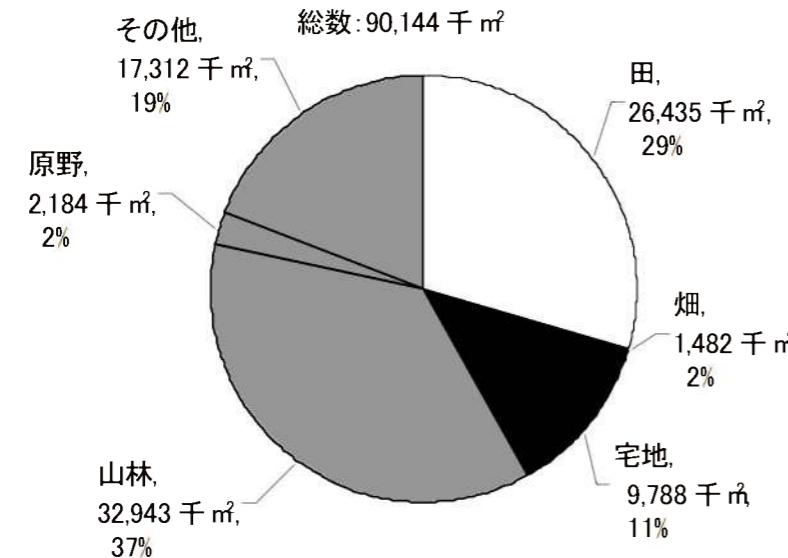


図 地目別土地面積（有租地面積）

資料) 平成 18 年度版加東市統計書

## 昼夜間人口

単位:人

| 区分   | 夜間人口   | 昼間人口   |
|------|--------|--------|
| 加東市計 | 40,181 | 44,378 |

資料) 平成 22 年国勢調査

※平成 22 年度は地域別人口データなし

## 第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 11%となっている。

## 地目別土地面積(有租地面積)

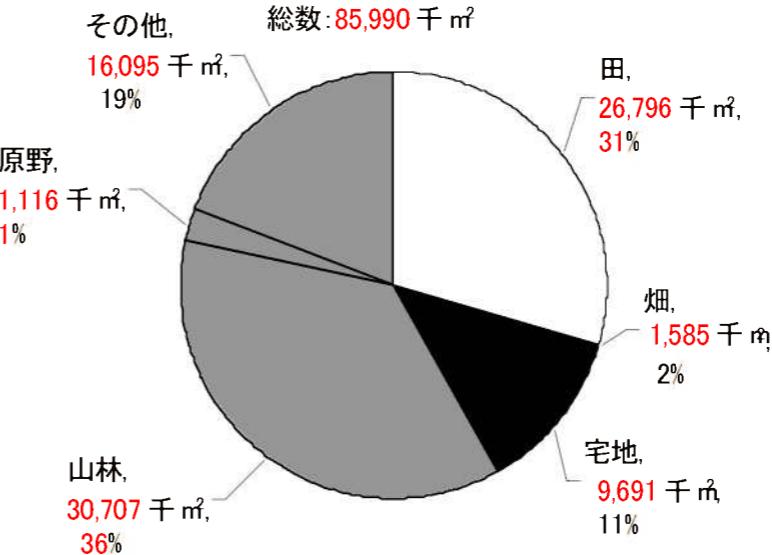


図 地目別土地面積（有租地面積）

資料) 平成 22 年度版加東市統計書

## 風水害総則-17

### 第4 産業

加東市では、第3次産業就業者数が最も多く、増加傾向にあるが、その反面第1次産業及び第2次産業就業者数が減少傾向となっている。

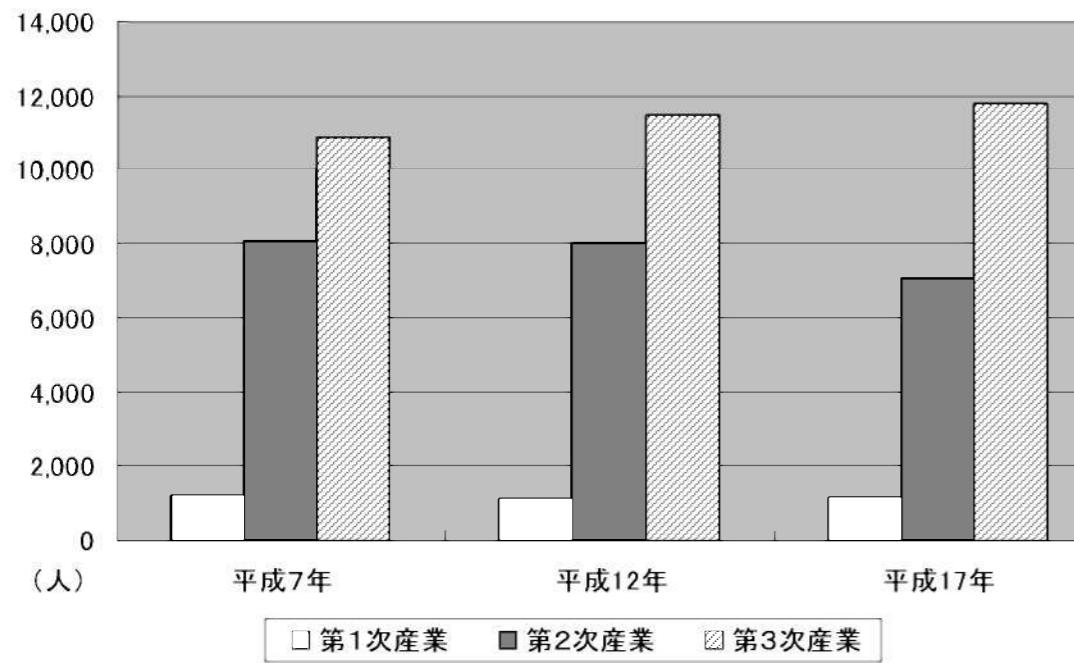


図 産業別就業者数

資料) 平成 17 年 国勢調査

## 風水害総則-18

### 第3節 風水害等の危険性と被害の特徴

#### 第1 風水害発生状況

##### 1 市内での風水害発生状況

加東市の水害は、ここ近年加古川の沿岸地域に集中する傾向にある。

過去の災害では、昭和40年9月10日～17日にかけて、台風23号、24号及び秋雨前線の豪雨により、負傷者、半壊、床上浸水等の被害が発生し、旧社町と旧滝野町及び旧東条町では災害救助法が適用された。

また、昭和51年9月13日には、台風17号による豪雨により、旧社町では、死者1名、負傷者2名、半壊1件、床上浸水67件の被害が発生し、災害救助法が適用された。

さらに、直近では平成16年10月の台風23号により、加古川沿いで多くの浸水被害が発生した。

ここでは、特に被害が甚大なものとして、台風23号をとりあげ災害の概要を記述する。

##### 2 県内での風水害発生状況

兵庫県を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬と9月に集中している。そのうち、人的被害の大きいものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

### 第4 産業

加東市では、第3次産業就業者数が最も多く、増加傾向にあるが、第1次産業及び第2次産業就業者数が減少傾向となっている。

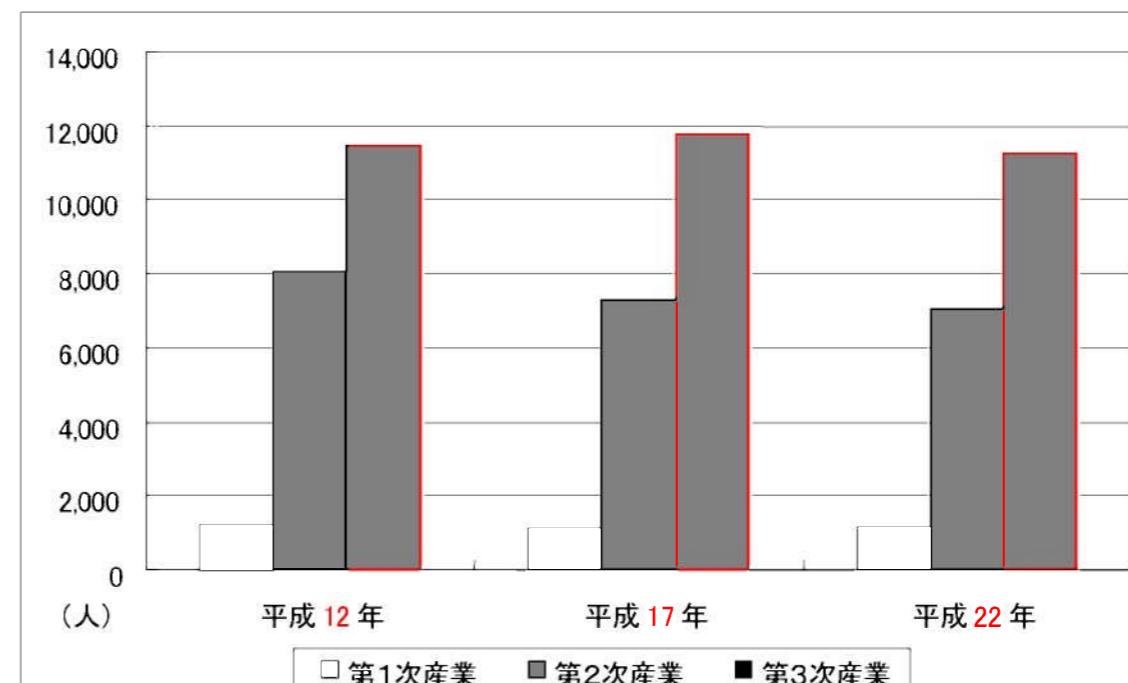


図 産業別就業者数

資料) 平成 22 年 国勢調査

### 第3節 風水害等の危険性と被害の特徴

#### 第1 風水害発生状況

##### 1 市内での風水害発生状況

加東市の水害は、近年加古川の沿岸地域に集中する傾向にある。

過去の災害では、昭和40年9月10日～17日にかけて、台風23号、24号及び秋雨前線の豪雨により、負傷者、半壊、床上浸水等の被害が発生し、旧社町と旧滝野町及び旧東条町では災害救助法が適用された。

また、昭和51年9月13日には、台風17号による豪雨により、旧社町では、死者1名、負傷者2名、半壊1件、床上浸水67件の被害が発生し、災害救助法が適用された。

さらに、直近では平成16年10月の台風23号により、加古川沿いで多くの浸水被害が発生した。

平成23年9月の台風12号においては、加古川の水位が避難判断水位を超えたことにより、加東市で初めてとなる避難勧告を発令し、111世帯、256人が避難、人的被害を免れた。

ここでは、特に被害が甚大なものとして、平成16年10月の台風23号をとりあげ、災害の概要を記述する。

##### 2 県内での風水害発生状況

県内で発生する風水害としては、前線による豪雨、雷雲の発達等による豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。

このうち、兵庫県内を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬と9月に集中している。そのうち、人的被害の大きいものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

### 風水害総則-19

|      | 災害の名称         | 発生年月日           | 死者    | 負傷者     | 被災地域              |
|------|---------------|-----------------|-------|---------|-------------------|
| 梅雨前線 | 梅雨前線による豪雨     | 昭和 7.7.1~2      | 44 人  | 19 人    | 主として東播磨地域         |
|      | 梅雨前線による豪雨     | 昭和 13.7.3~5     | 731 人 | 1,463 人 | 県内全域 (特に神戸市)      |
|      | 梅雨前線による豪雨     | 昭和 36.6.24~28   | 41 人  | 119 人   | 阪神・淡路・東播磨地域       |
|      | 昭和 42 年 7 月豪雨 | 昭和 42.7.9       | 100 人 | 102 人   | 阪神・淡路地域           |
|      | 昭和 46 年 7 月豪雨 | 昭和 46.7.17~18   | 22 人  | 100 人   | 西播磨地域             |
| 台風   | 台風            | 大正 7.9.13~14    | 120 人 | 28 人    | 主として但馬地域          |
|      | 室戸台風          | 昭和 9.9.21       | 281 人 | 1,523 人 | 県内全域 (特に神戸、但馬、淡路) |
|      | ジェーン台風        | 昭和 25.9.3       | 41 人  | 904 人   | 県内全域              |
|      | 台風 17 号       | 昭和 51.9.8~13    | 19 人  | 41 人    | 県内全域 (特に西播磨・但馬)   |
|      | 台風 23 号       | 平成 16.10. 20~21 | 26 人  | 135 人   | 県内全域 (特に但馬、淡路)    |

特に被害が甚大なものとしては、梅雨前線による水害として、昭和 13 年と昭和 42 年の豪雨を、台風による風水害として、室戸台風とジェーン台風及び平成 16 年台風 23 号を取り上げ、災害の概要を記述する。

### 風水害総則-21

## 第 2 風水害等の危険性

### (1) 梅雨前線による豪雨

昭和 13 年や昭和 42 年の大災害が代表的な事例であり、いざれも前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切つて停滞しているときに、熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化するという点で共通性があり、類似の気象条件になれば風水害発生の危険性が大きい。また、降雨量によっては、土砂災害の発生が懸念される。

### (2) 台風による風水害

台風は、1971 年～2000 年の平均で年に 26.7 個発生し、うち 2.6 個が本土に上陸している。台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和 51 年 9 月の台風 17 号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の 80% を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和 9 年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s という例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向がある。

台風についても、梅雨前線と同様に大雨になる可能性が高く、土砂災害が発生する恐れがある。

## 第 3 災害想定

本計画において想定する災害は、梅雨前線豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。

|        | 災害の名称         | 発生年月日           | 死者    | 負傷者     | 被災地域              |
|--------|---------------|-----------------|-------|---------|-------------------|
| 梅雨前線   | 梅雨前線による豪雨     | 昭和 7.7.1~2      | 44 人  | 19 人    | 主として東播磨地域         |
|        | 梅雨前線による豪雨     | 昭和 13.7.3~5     | 731 人 | 1,463 人 | 県内全域 (特に神戸市)      |
|        | 梅雨前線による豪雨     | 昭和 36.6.24~28   | 41 人  | 119 人   | 阪神・淡路・東播磨地域       |
|        | 昭和 42 年 7 月豪雨 | 昭和 42.7.9       | 100 人 | 102 人   | 阪神・淡路地域           |
|        | 昭和 46 年 7 月豪雨 | 昭和 46.7.17~18   | 22 人  | 100 人   | 西播磨地域             |
| 台風     | 台風            | 大正 7.9.13~14    | 120 人 | 28 人    | 主として但馬地域          |
|        | 室戸台風          | 昭和 9.9.21       | 281 人 | 1,523 人 | 県内全域 (特に神戸、但馬、淡路) |
|        | ジェーン台風        | 昭和 25.9.3       | 41 人  | 904 人   | 県内全域              |
|        | 台風 17 号       | 昭和 51.9.8~13    | 19 人  | 41 人    | 県内全域 (特に西播磨・但馬)   |
|        | 台風 23 号       | 平成 16.10. 20~21 | 26 人  | 134 人   | 県内全域 (特に但馬、淡路)    |
| 台風 9 号 | 台風 9 号        | 平成 21.8.9~10    | 20 人  | 7 人     | 主として西播磨地域         |

特に被害が甚大なものとしては、梅雨前線による水害として、昭和 13 年と昭和 42 年の豪雨を、台風による風水害として、室戸台風、ジェーン台風、平成 16 年台風 23 号及び平成 21 年台風 9 号を取り上げ、災害の概要を記述する。

### (6) 平成 21 年台風 9 号による災害

平成 21 年の台風第 9 号は、四国沖をゆっくり北に進み、台風周辺の湿った空気と太平洋高気圧からの湿った空気が重なり西日本に流れ込んでいた。このため、兵庫県では大気の状態が不安定となり、9 日の夜には佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市などでは猛烈な雨が降り、特に千種川水系の佐用地区では、最大 24 時間雨量 327mm(佐用雨量観測所)と既往最大雨量 187mm を上回る記録的な豪雨となった。

## 第 2 風水害等の危険性

### (1) 梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨

梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨が、都市化が進んでいる六甲山地の南斜面に降った場合、地形的にも山と海が迫り傾斜が急なことから、甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。

そのうち、昭和 13 年、36 年、42 年の災害のときの気象条件をみてみると、いざれも梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化し、その結果淡路島東岸から神戸、阪神地域に多雨地域が分布していることなど、共通点が多く、同様の気象条件になれば、十分な警戒が必要である。過去に県内で 1 回に 150mm 以上降ったケースのうち 6 割は六甲山周辺に大雨をもたらしているという調査結果もあり、この地域は特に要注意である。

### (2) 台風による風水害

台風は、昭和 56 年～平成 22 年の平均で年に約 26 個発生し、うち約 3 個が本土に上陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和 51 年 9 月の台風 17 号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の 80% を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和 9 年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s という例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで兵庫県南部の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。

高潮と高波は、台風が 980hPa 程度までの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なる。神戸・阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こりうるので、特に注意が必要である。

## 第 3 災害想定

本計画において想定する災害は、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。

## 風水害予防-31

### 第2編 災害予防計画

#### 第4節 情報収集・伝達体制の強化

##### 第8 地域住民に対する通信連絡手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、CATVやかとう安全安心ネットの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、防災行政無線の整備・構築を図り、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

## 風水害予防-32

### 〈 現有の主な情報伝達手段例 〉

- (1) CATV
- (2) かとう安全安心ネット（メール配信）
- (3) インターネット
- (4) 電話、ファクシミリ等
- (5) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。）
- (6) 広報車
- (7) 消防関係車
- (8) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ）
- (9) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク
- (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力

## 第9 災害情報を瞬時に伝達するシステムの構築

気象庁が発する緊急地震即報をCATV等を活用して市民に瞬時に伝達するシステム（国民保護による全国瞬時警報システム等）の構築に努める。

## 風水害予防-39

### 第8節 災害救急医療システムの整備

#### 第1 災害対応病院等の整備

市（公立社病院）は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。

### 第2編 災害予防計画

#### 第4節 情報収集・伝達体制の強化

##### 第8 地域住民に対する通信連絡手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、防災行政無線の整備・構築を図り、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

### 〈 現有の主な情報伝達手段例 〉

- (1) CATV
- (2) かとう安全安心ネット（エリアメール等メール配信）
- (3) インターネット
- (4) 電話、ファクシミリ等
- (5) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。）
- (6) 広報車
- (7) 消防関係車
- (8) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ）
- (9) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク
- (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力

### 第8節 災害救急医療システムの整備

#### 第1 災害対応病院等の整備

市（市民病院）は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。

## 風水害予防-41

### 第10節 避難所対策の充実

#### 第1 避難所の指定

##### 2 福祉避難所

災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、滝野福祉センター（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。

#### 第2 避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

#### 第3 施設、設備の整備

避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあつては、災害時要援護者にも十分配慮するように努める。

### 第10節 避難所対策の充実

#### 第1 避難所の指定

##### 2 福祉避難所

災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、滝野福祉センター（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。また、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。

#### 第2 避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

#### 第3 施設、設備の整備

避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあつては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等）、にも十分配慮し、居住スペースの確保に努める。

##### 1 避難所施設の利用上における女性や災害時要援護者への配慮

###### (1) 居住スペース等における配慮

間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や災害時要援護者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。

###### (2) 更衣室等に関する配慮

避難所の居住スペースには、着替え等他人の目につかない場所の確保に努める。

###### (3) トイレに関する配慮

仮設トイレに関しては男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定し、外部から内部が見えにくい構造にするなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮する。

###### (4) 洗濯物等に関する配慮

避難所生活中に洗濯が必要となった場合、女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかないよう、男女共用の場所とともに、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所の確保について配慮する。

###### (5) 風呂、シャワーに関する配慮

避難所においては、混雑等も予想されるため、荷物等の一時保管場所を設置するなど安心して入浴等ができる環境について配慮する。

###### (6) 巡回診療に関する配慮

避難者について診療の必要性の有無の確認を行い、医師会、歯科医師会、医療機関と調整し、巡回診療に努める。

##### 2 避難所施設の利用上におけるペットへの配慮

必要に応じて避難所施設にペットのためのスペースを原則屋外に確保することに努める。

### 第4 避難所運営組織の育成

- (1) 市は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

## 風水害予防-43

### 第11節 備蓄体制等の整備

#### 第1 基本方針

- (2) 住民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（1,350人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資供給体制の整備に努める。

### 第11節 備蓄体制等の整備

#### 第1 基本方針

- (2) 住民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資供給体制の整備に努める。

第2 食料  
1 備蓄、調達  
(1) 食料給与対象者

③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者

風水害予防-44

第3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

| 区分      | 特に重要な品目例                      |
|---------|-------------------------------|
| 寝具      | 毛布ほか                          |
| 外衣・肌着   | 下着ほか                          |
| 身の回り品   | タオルほか                         |
| 炊事道具・食器 | 食器類、哺乳瓶ほか                     |
| 日用品     | トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか |
| 光熱材料等   | 懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベほか          |

風水害予防-49

第13節 廃棄物対策の充実

第3 応援体制の整備

2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、(社)兵庫県産業廃棄物協会、(社)兵庫県水質保全センターとの間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

風水害予防-50

第14節 災害時要援護者支援対策の充実

第2 災害時要援護者支援体制の確保

1 支援の対象となる災害時要援護者

災害時要援護者とは、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう

- (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯）
- (2) 心身障害者（身体、知的、精神）
- (3) 乳幼児、児童
- (4) 難病患者
- (5) 寝たきりの者
- (6) 疾病者
- (7) 妊産婦
- (8) 外国人（日本語が理解できない人）

風水害予防-51

第4 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難場所として社会福祉施設等が利用できるよう体制の整備を図る。

第2 食料

1 備蓄、調達

(1) 食料対象者

③ 病院、ホテル等の滞在者、帰宅困難者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者

第3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

| 区分      | 特に重要な品目例                             |
|---------|--------------------------------------|
| 寝具      | 毛布、床マットほか                            |
| 外衣・肌着   | 下着、防寒衣ほか                             |
| 身の回り品   | タオル、ほか                               |
| 炊事道具・食器 | 食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか          |
| 日用品     | トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか        |
| 光熱材料等   | 懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか |

第13節 廃棄物対策の充実

第3 応援体制の整備

2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センターとの間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

第14節 災害時要援護者支援対策の充実

第2 災害時要援護者支援体制の確保

1 支援の対象となる災害時要援護者

災害時要援護者とは、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう

- (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯）
- (2) 心身障害者（身体、知的、精神）
- (3) 乳幼児、児童
- (4) 難病患者
- (5) 寝たきりの者
- (6) 疾病者
- (7) 妊産婦
- (8) 外国人（日本語が理解できない人）

第4 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難場所として社会福祉施設が利用できるよう体制の整備を図る。

また、高齢者福祉施設と協定を締結したり、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

## 風水害予防-57

### 第17節 土砂災害対策の充実

#### 第2 土砂災害による被害を防止するための対策

##### 2 緊急時の警戒避難

###### (2) 避難の指示等の伝達

C A T V、かとう安全安心ネット等による情報伝達

## 風水害予防-58

### 第18節 中山間地等における風水害対策

中山間地等における風水害対策について定める。

#### 1 通信の確保

市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、有線での通信拡充のほか衛星携帯電話、防災行政無線等の通信手段の確保に努める。

## 風水害予防-64

### 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上

#### 第2節 自主防災組織の育成強化

地域において、市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る対策を定める。

## 風水害予防-71

### 第4章 減災のための防災基盤の整備

#### 第2節 水害防止施設等の整備

##### 第2 内水の排除対策の推進

市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な湛水による被害を防止するため、排水についての新設や増設に努め、関係機関にも要請していくとともに、市が委託を受けている排水樋門の管理を行なう。

## 風水害予防-75

### 第4節 地盤災害の防止施設等の整備

#### 第7 災害危険区域対策の実施

##### (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限 度 額 7,080千円（建物444万円、土地206万円、造成58万円が限度）

年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

助成区分 国1/2、県1/4、市1/4

## 風水害予防-78

### 第6節 ライフライン関係施設の整備

#### 第3 電気通信施設の整備等

西日本電信電話株式会社は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。

## 風水害応急-100

### 第2編 災害応急対策計画

#### 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

##### 第3 災害対策本部

### 第17節 土砂災害対策の充実

#### 第2 土砂災害による被害を防止するための対策

##### 2 緊急時の警戒避難

###### (2) 避難の指示等の伝達

C A T V、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ等による情報伝達

### 第18節 中山間地等における風水害対策

中山間地等における風水害対策について定める。

#### 1 通信の確保

市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話の設置や防災行政無線等の通信手段の確保に努める。

### 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上

#### 第2節 自主防災組織の育成強化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与える。しかし、災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。

市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。

### 第4章 減災のための防災基盤の整備

#### 第2節 水害防止施設等の整備

##### 第2 内水の排除対策の推進

市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な湛水による被害を防止するため、排水についての新設や増設に努め、関係機関にも要請していくとともに、市が委託を受けている排水樋門の管理を行なう。

市内において、洪水時の樋門の締め切りにより内水浸水が頻繁に発生しているため、内水発生状況の調査、解析及び対策を行い、内水浸水被害防止に努める。

### 第4節 地盤災害の防止施設等の整備

#### 第7 災害危険区域対策の実施

##### (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限 度 額 4,060千円（土地を取得しない場合3,100千円）

年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

助成区分 国1/2、県1/4、市1/4

(注) 助成費の限度額は、平成23年度の額である。

### 第6節 ライフライン関係施設の整備

#### 第3 電気通信施設の整備等

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株、KDDI株は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。

### 第2編 災害応急対策計画

#### 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

##### 第3 災害対策本部

### 3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

(本部長) 市長

(副本部長) 副市長、教育長、技監

(本部員) 議会事務局長、市民安全部長、企画部長、総務部長

福祉部長、地域整備部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長、消防長、地域情報センター所長、一所長、防災課長

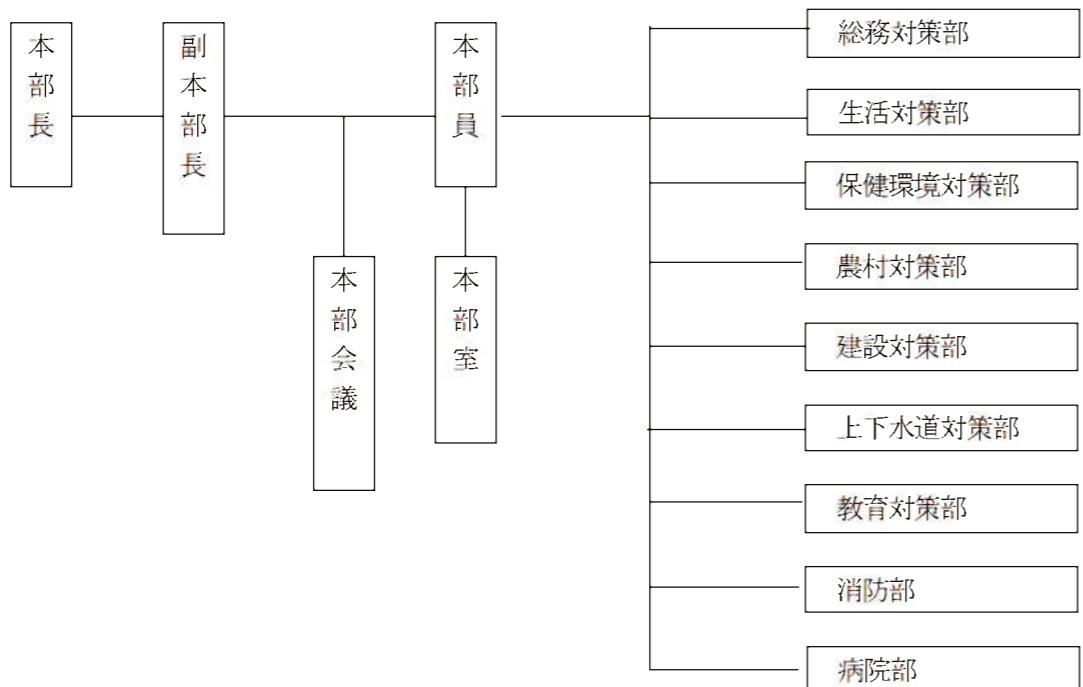
### 風水害応急-100

#### 4 本部体制

##### (2) 災害対策本部体制

初動時の応急災害対策活動体制から、本部会議を経て順次この計画に基づく災害対策本部体制に移行するものとする。

### ■組織図



### 3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

(本部長) 市長

(副本部長) 副市長、教育長、技監

(本部員) 議会事務局長、市民安全部長、企画部長、総務部長

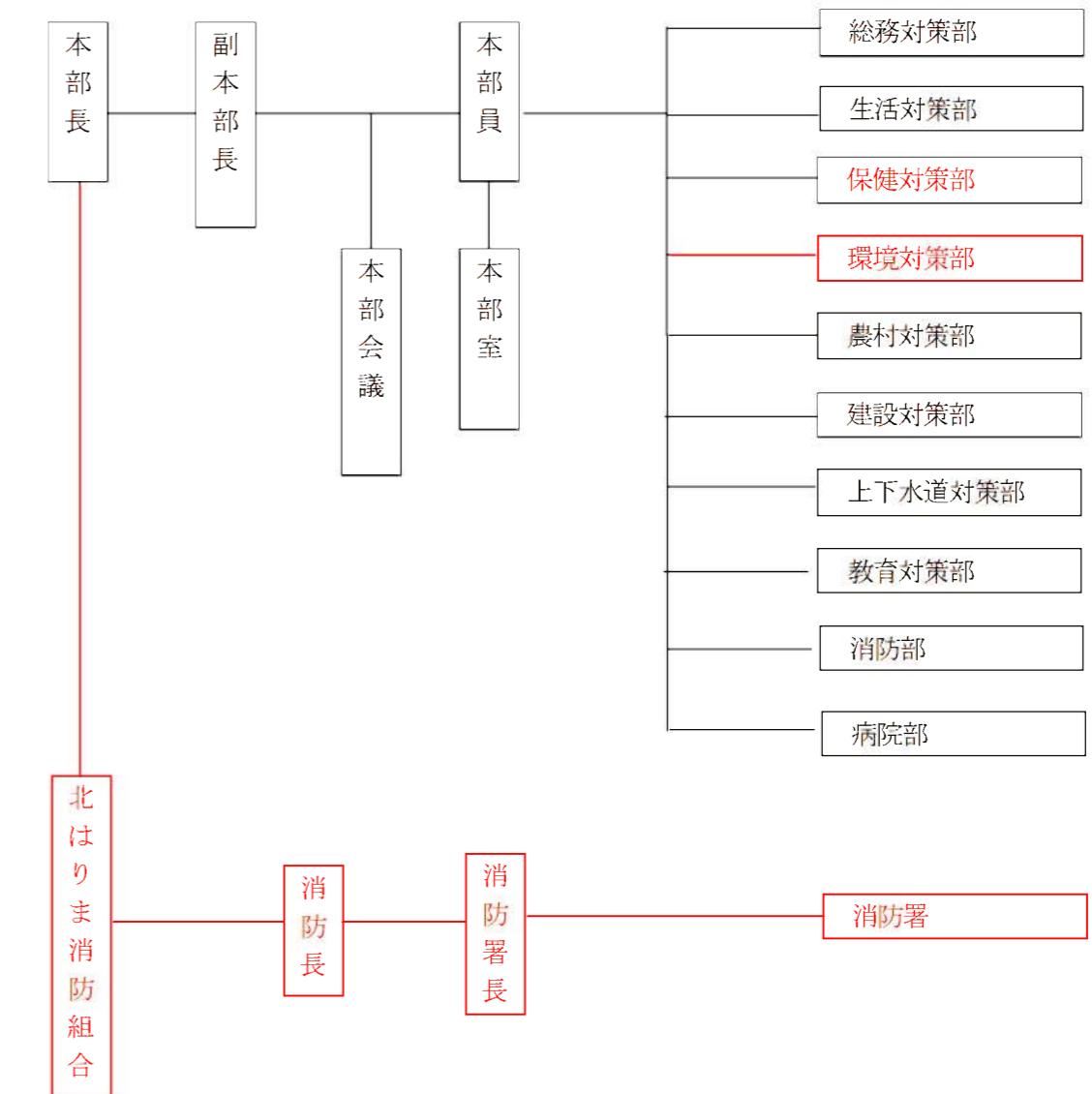
福祉部長、地域整備部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長、消防長、地域情報センター所長、  
市民安全部参事、防災課長、加東消防署長、消防団長

#### 4 本部体制

##### (2) 災害対策本部体制

初動時の応急災害対策活動体制から、本部会議を経て順次この計画に基づく災害対策本部体制に移行するものとする。

### ■組織図



## ■事務分掌

| 対策部               | 事務分掌   |
|-------------------|--|
| <b>本部室</b>        | (本部室) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 (災害対策) 本部の設置及び閉鎖に関すること</li> <li>2 本部会議に関すること</li> <li>3 配備態勢、その他本部命令の伝達に関すること</li> <li>4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること</li> <li>5 他市町からの職員等派遣要請に関すること</li> <li>6 各部、各班との連絡調整等に関すること</li> <li>7 自主防災組織との連絡調整等に関すること</li> <li>8 避難勧告、指示等に関すること</li> <li>9 災害、気象情報並びに被害状況の情報収集に関すること</li> <li>10 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること</li> <li>11 災害救助法の適用申請に関すること</li> <li>12 防災功労者の顕彰等に関すること</li> <li>13 その他本部業務の庶務に関すること</li> </ul> |
| <b>総務対策部</b>      | (総務班) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめに関すること</li> <li>2 復興事業の企画案に関すること</li> <li>3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること</li> <li>4 職員の動員、各部の配置調整に関すること</li> <li>5 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること</li> <li>6 災害救助、救援のための作業員等の雇用に関すること</li> <li>7 庁舎内及び周辺の警備に関すること</li> <li>8 災害見舞金、死亡弔慰金に関すること</li> <li>9 義援金、救援物資の配分に関すること</li> <li>10 災害情報の収集に関すること</li> </ul>  |
| 部長<br>市民安全部長      |  |
| 副部長<br>防災課長       |  |
| 担当課<br>総務課<br>防災課 |  |

## ■事務分掌

| 対策部   | 事務分掌  |
|---|---|
| <b>本部室</b>  | (防災課) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置（閉鎖）に関すること</li> <li>2 配備態勢、その他本部命令の伝達に関すること</li> <li>3 避難勧告、指示等に関すること（発令状況の周知徹底）</li> <li>4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること</li> <li>5 各部、各班との連絡調整等に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底</li> <li>・通信手段の確保・拡充</li> <li>・各部からの要請等処理</li> </ul> </li> <li>6 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告）</li> <li>7 本部会議に関すること（活動方針、復旧活動等の検討・決定）</li> <li>8 自主防災組織との連絡調整等に関すること</li> <li>9 災害、気象情報並びに被害状況の収集に関すること</li> <li>10 その他本部業務の庶務に関すること</li> <li>11 災害救助法の適用申請に関すること</li> <li>12 他市町の職員等派遣要請に関すること</li> <li>13 防災功労者の顕彰等に関すること</li> </ul> |
| <b>総務対策部</b>  | (議会事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関すること</li> <li>2 部内の応援</li> </ul> (企画政策課) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般</li> <li>・記者会見設定等</li> </ul> </li> <li>2 災害に関する市民への広報に関すること</li> <li>3 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること</li> <li>4 復興事業の企画案に関すること</li> <li>5 部内の応援</li> </ul> (秘書広報課) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること</li> <li>2 災害視察者その他見舞者の応接に関すること</li> </ul> (地域情報センター) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 C A T Vによる広報に関すること</li> <li>※所管施設の被害状況把握、機能確保</li> </ul>                 |
| 部長<br>企画部長  |   |
| 副部長<br>財政課長   |   |
| 担当課等<br>財政課<br>税務課<br>企画政策課<br>秘書課<br>情報管理課<br>地域情報センター<br>委員会事務局<br>議会事務局<br>会計課 |   |

| 対策部          | 事務分掌  |
|--------------|---|
| <b>総務対策部</b> | (企画財政班) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の予算及び財政計画に関すること</li> <li>2 応急対策に要する資金の調達に関すること</li> <li>3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認に関すること</li> <li>4 市有財産の被害調査、応急対策に関するこ</li> <li>5 災害対策物資、資材の調達及び配達に関すること</li> <li>6 災害電話の確保に関すること</li> <li>7 災害応急工事の契約等に関すること</li> <li>8 所管防災行政無線局の管理運営及び無線施設の総合調整に関すること</li> </ul> (税務班) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害に対する市税の減免、減税に関すること</li> <li>2 被災者等への租税等減免等の相談に関すること</li> <li>3 被災家屋及び土地等の被害調査に関すること</li> <li>4 り災世帯調査台帳等の作成及び災証明書発行に関すること</li> </ul> (会計班) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係費支出命令審査及び出納に関すること</li> <li>2 災害対策に必要な現金の出納に関すること</li> <li>3 見舞金、義援金等の出納に関すること</li> </ul> (広報・涉外班) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する市民への広報に関すること</li> <li>2 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関すること</li> <li>3 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関すること</li> <li>4 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること</li> <li>5 災害視察者その他見舞者の応接に関すること</li> <li>6 本部長及び副本部長の秘書に関すること</li> <li>7 市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関すること</li> <li>8 CATVによる広報に関すること</li> </ul> |
| 部長           |   |
| 企画部長         |   |
| 副部長          |   |
| 総務部長         |   |
| 担当課等         |   |
| 財政課          |   |
| 税務課          |   |
| 企画政策課        |   |
| 秘書課          |   |
| 情報管理課        |   |
| 地域情報センター     |   |
| 委員会事務局       |   |
| 議会事務局        |   |
| 会計課          |   |

| 対策部          | 事務分掌  |
|--------------|---|
| <b>総務対策部</b> | (総務課) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集に関すること (被害状況等の収集及び報告等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震情報、気象情報</li> <li>・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害</li> <li>・各部からの報告、本部要請事項</li> <li>・避難状況</li> <li>・その他 (職員被災状況等)</li> </ul> </li> <li>2 職員の動員、各部の配置調整に関すること</li> <li>3 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること</li> <li>4 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめに関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>※市所有の情報システムの機能確保</li> <li>※災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助</li> </ul> </li> <li>5 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>※避難所避難者名簿のデータ作成・管理</li> </ul> </li> <li>6 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること</li> <li>7 災害救助、救援のための作業員等の雇用に関すること</li> <li>8 災害見舞金、死亡弔慰金に関すること</li> <li>9 義援金、救援物資の配分に関すること</li> </ul> (財政課) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時優先電話の確保に関すること</li> <li>2 災害対策物資、資材の調達及び配達に関すること</li> <li>3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認に関すること (公用車管理含)</li> <li>4 市有財産の被害調査、応急対策に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施 (機能確保)</li> </ul> </li> <li>5 庁舎内及び周辺の警備に関すること</li> <li>6 応急対策に要する資金の調達に関すること</li> <li>7 災害応急工事の契約等に関すること</li> <li>8 災害対策の予算及び財政計画に関すること</li> </ul> (税務課) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災家屋及び土地等の被害調査 (認定)に関すること</li> <li>2 り災世帯調査台帳等の作成及び災証明書発行に関すること</li> <li>3 被害に対する市税の減免に関すること</li> <li>4 市税全般の相談に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>※税に関する各種申請窓口の設置</li> </ul> </li> <li>5 部内の応援</li> </ul> (会計課) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な現金の出納に関すること</li> <li>2 災害関係費支出命令及び出納に関すること</li> <li>3 見舞金、義援金等の出納 (受け入れ)に関すること</li> <li>4 部内の応援</li> </ul> (委員会事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の応援</li> </ul> |
| 部長           |   |
| 企画部長         |   |
| 副部長          |   |
| 総務部長         |   |
| 担当課等         |   |
| 議会事務局        |   |
| 企画政策課        |   |
| 秘書広報課        |   |
| 地域情報センター     |   |
| 総務課          |   |
| 財政課          |   |
| 税務課          |   |
| 会計課          |   |
| 委員会事務局       |   |

| 対策部  | 事務分掌  |
|--|---|
| <b>生活対策部</b>                                 | <p>(福祉班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する食料品の調達、配給に関すること</li> <li>被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関すること</li> <li>救援物資の受入れ及び配送に関すること</li> <li>生活福祉資金等の融資に関すること</li> <li>災害援護資金に関すること</li> <li>福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関すること</li> <li>ボランティアの受入れ及び調整に関すること</li> <li>被災者の生活相談に関すること</li> <li>その他被災者生活救援対策に関すること</li> </ol> <p>(避難所班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>避難所設置、運営に関すること</li> <li>避難者の誘導、収容に関すること</li> <li>炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関すること</li> <li>避難者の情報に関すること</li> <li>行方不明者に関すること</li> </ol> <p>(災害時要援護者班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者等の救援に関すること</li> <li>園児の保護及び応急保育に関すること</li> <li>被災者の保険料免除(介護保険料)及び各種給付金の支払いに関すること</li> </ol> |
| <b>保健環境対策部</b>                               | <p>(保健班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>医師会及び医療機関、健康福祉事務所との連絡調整に関すること</li> <li>医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保に関すること</li> <li>医療ボランティアの受入及び調整に関すること</li> <li>保健衛生、感染症の予防対策に関すること</li> <li>防疫活動に関すること</li> <li>食品衛生及び食中毒の予防に関すること</li> <li>被災者の心のケア対策及び援護に関すること</li> </ol>  |
| <b>担当課</b>                                   |   |
| 部長<br>福祉部長<br>副部長<br>社会福祉課長                  |   |
| 担当課<br>社会福祉課<br>子育て支援課<br>高齢介護課              |   |
| 部長<br>市民安全部長<br>副部長<br>健康課長<br>生活課長          |   |
| 担当課<br>健康課<br>保険・医療課<br>生活課<br>市民課<br>窓口センター |   |

| 対策部          | 事務分掌   |
|--------------|--|
| <b>生活対策部</b> | <p>(社会福祉課)</p> <p>1 避難所設置、運営に関すること<br/>     2 避難者の誘導、収容に関すること<br/>     3 災害時要援護者等の救援に関すること<br/>     4 被災者に対する食料品の調達、配給に関すること<br/>     5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関すること<br/>     6 救援物資の受入れ及び配送に関すること<br/>     7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関すること<br/>     8 避難者の情報に関すること<br/>     9 行方不明者に関すること<br/>     ※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請<br/>     ※社協との連絡及び協力要請<br/>     10 ボランティアの受入れ及び調整に関すること<br/>     ※社協との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整<br/>     11 その他被災者生活救援対策に関すること<br/>     12 被災者の生活（福祉）相談に関すること<br/>     13 生活福祉資金等の融資に関すること<br/>     14 災害援護資金に関すること<br/>     15 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関すること<br/>     ※各種申請窓口の設置</p> <p>(子育て支援課)</p> <p>1 園児の保護及び応急保育に関すること<br/>     ※保育児童の被災状況調査<br/>     ※被災児童の保護・援護<br/>     ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討</p> <p>2 部内の応援</p> <p>(高齢介護課)</p> <p>1 避難者の誘導、収容に関すること<br/>     2 災害時要援護者等の救援に関すること<br/>     3 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関すること</p> <p>(市民課・社窓口センター)</p> <p>1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含）<br/>     ※各種申請窓口の設置<br/>     2 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関すること<br/>     3 部内の応援</p> |
| <b>保健対策部</b> | <p>(健康課)</p> <p>1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整に関すること<br/>     2 医療ボランティアの受入及び調整に関すること<br/>     3 医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること<br/>     ※医療救護本部設置の検討<br/>     ※応急救護所の設置支援<br/>     ※傷病者名簿等の作成<br/>     ※保健衛生用資器材の調達<br/>     ※保健医療情報の収集</p> <p>4 広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保に関すること<br/>     5 保健衛生、感染症の予防対策に関すること<br/>     6 防疫活動に関すること（資機材、薬剤調達）<br/>     7 食品衛生及び食中毒の予防に関すること<br/>     8 被災者的心のケア対策及び健康管理に関すること</p>  |
| <b>担当課</b>   | <p>健康課</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>   |

| 対策部  | 事務分掌  | 対策部  | 事務分掌   |
|--|---|--|--|
| <b>保健環境対策部</b><br>部長<br>市民安全部長<br>副部長<br>健康課長<br>生活課長<br>担当課等<br>健康課<br>保険・医療課<br>生活課<br>市民課<br>窓口センター | (環境班)<br>1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策に関すること<br>2 し尿の緊急汲み取りに関すること<br>3 応急仮設トイレに関すること<br>4 災害廃棄物対策に関すること<br>5 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関すること<br>6 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策に関すること<br>7 愛玩動物の収容、保護、情報提供等に関すること<br>8 災害窓口相談等に対応すること  | <b>環境対策部</b><br>部長<br>生活課長<br>副部長<br>_____<br>保険・医療課長<br>担当課等<br>生活課<br>保険・医療課<br>生活課<br>_____<br>滝野窓口センター | (生活課)<br>1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策に関すること<br>2 応急仮設トイレに関すること<br>3 し尿の緊急汲み取りに関すること<br>4 愛玩動物の収容、保護、情報提供等に関すること<br>5 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策に関すること<br>6 災害廃棄物対策に関すること<br>(保険・医療課)<br>1 部内の応援<br>※医療保険制度等の一部負担金等の減免措置の検討<br>(滝野窓口センター)<br>1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含）<br>※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保）<br>2 災害対策物資、資材の調達及び配送に関すること<br>3 救援物資の受入れ及び配送に関すること<br>4 部内の応援  |
| <b>農林対策部</b><br>部長<br>地域整備部長<br>副部長<br>農村整備課長<br>担当課等<br>農林課<br>農村整備課<br>地域振興課<br>農業委員会事務局             | (農林班)<br>1 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>2 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等に関すること<br>3 ため池の被害調査及び応急対策に関すること<br>4 農林施設、山地の被害調査及び応急対策に関すること<br>5 治山施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>6 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録に関すること<br>7 被災農家に対する農業共済金の支払いに関すること<br>8 農作物の種子（苗）の確保及び斡旋に関すること<br>9 被災農畜産業者に対する資金の融資に関すること<br>10 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること<br><br>(商工班)<br>1 商工業被害等の調査に関すること<br>2 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>3 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること<br>4 救助救援物資、資機材確保、調達、配布協力に関すること<br>5 観光客の安全確保に関すること<br>6 被災者の雇用の促進要請に関すること<br>7 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること | <b>農林対策部</b><br>部長<br>地域整備部長<br>副部長<br>農村整備課長<br>担当課等<br>農林課<br>農村整備課<br>農業委員会<br>地域振興課<br>東条窓口センター        | (農林課・農村整備課・農業委員会)<br>1 警戒パトロール実施に関すること（土砂災害危険箇所含）<br>2 ため池の被害調査及び応急対策に関すること<br>3 農林施設、山地の被害調査及び応急対策に関すること<br>4 治山施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>5 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>6 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等に関すること<br>7 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること<br>8 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録に関すること<br>9 被災農家に対する農業共済金の支払いに関すること<br>10 農作物の種子（苗）の確保及び斡旋に関すること<br>11 被災農畜産業者に対する資金の融資に関すること<br>※穀物の調達<br>(地域振興課)<br>1 観光客の安全確保に関すること<br>2 救助救援物資、資機材確保、調達、配布に関すること<br>3 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>4 商工業被害等の調査に関すること<br>5 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること<br>6 被災者の雇用の促進要請に関すること<br>7 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること<br>8 部内の応援<br>(東条窓口センター)<br>1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含）<br>※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保）<br>2 災害対策物資、資材の調達及び配送に関すること<br>3 救援物資の受入れ及び配送に関すること<br>4 部内の応援 |

| 対策部          | 事務分掌   |
|--------------|--|
| <b>建設対策部</b> | (建設班)<br>1 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>2 公共施設に関する被害調査及び応急対策に関すること<br>3 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等に関すること<br>4 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること<br>5 建設業者等への協力要請に関すること<br>6 住家、人の被害調査に関すること<br>7 被災建物の応急危険度の判定に関すること<br>8 応急仮設住宅の建設に関すること<br>9 被災住宅に係る支援に関すること |
| 部長           |  |
| 建設部長         |  |
| 副部長          |  |
| 土木課長         |  |
| 担当課          |  |
| 建設総務課        |  |
| 土木課          |  |
| 都市整備課        |  |

| 対策部          | 事務分掌  |
|--------------|---|
| <b>建設対策部</b> | (都市整備課・土木課)<br>1 警戒パトロール実施に関すること（土砂災害危険箇所含）<br>2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること<br>3 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>4 建設業者等への協力要請に関すること<br>5 住家、人の被害調査（認定）に関すること<br>6 被災建物の応急危険度の判定に関すること<br>※交通規制の指示及び実施<br>※応急対策用資機材の調達<br>7 公共施設に関する被害調査及び応急対策に関すること<br>8 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等に関すること<br>9 被災家屋の被害調査（認定）に関すること<br>10 応急仮設住宅の建設に関すること<br>11 被災住宅に係る支援に関すること<br>※被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討<br>※住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 |
| 部長           |   |
| 建設部長         |   |
| 副部長          |   |
| 土木課長         |   |
| 担当課          |   |
| 都市整備課        |   |
| 土木課          |   |

| 対策部            | 事務分掌   |
|----------------|--|
| <b>上下水道対策部</b> | (上下水道班)<br>1 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること<br>2 緊急時の活動用水に関すること<br>3 飲料水確保及び供給に関すること<br>4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の収録に関すること<br>5 応急給水計画の作成及び実施に関すること<br>6 水質検査等安全に関すること<br>7 浸水対策に関すること<br>8 資機材等の調達に関すること<br>9 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡に関すること                  |
| <b>教育対策部</b>   | (教育班)<br>1 避難所（所管施設）の設置及び運営に関すること<br>2 被災者に対する救援物資の配布に関すること<br>3 学校利用者の安全確保の指示に関すること<br>4 県教育委員会及び関係機関への報告に関すること<br>5 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>6 被災者に対する炊き出し等の協力に関すること<br>(学校班)<br>1 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策に関すること<br>2 災害による応急教育施設及び教育の確保に関すること<br>3 教育班への応援、協力に関すること |
| <b>消防部</b>     | (消防・救助班)<br>1 警戒、検索、防御に関すること<br>2 消火、救急、救助に関すること<br>3 情報収集、伝達に関すること<br>4 災害状況報告の整理に関すること<br>5 消防団の出動及び連絡調整に関すること<br>6 資機材の確保、配分及び輸送に関すること<br>7 県内各消防本部との応援協定に基づく協力要請に関すること   |
| <b>病院部</b>     | (医療班)<br>1 負傷者の治療に関すること<br>2 医療救護及び助産に関すること<br>3 応急救護所の設営等に関すること<br>4 医療用資機材等の調達及び要請に関すること<br>5 近隣医療機関への応援に関すること<br>6 死体の検案等に関すること   |

| 対策部            | 事務分掌   |
|----------------|--|
| <b>上下水道対策部</b> | (管理課・工務課)<br>1 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること<br>2 緊急時の活動用水に関すること<br>3 飲料水確保及び供給に関すること<br>4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の収録に関すること<br>5 応急給水計画の作成及び実施に関すること<br>6 資機材等の調達に関すること<br>7 水質検査等安全に関すること<br>8 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡に関すること<br>※排水施設の管理及び運転<br>9 浸水対策に関すること  |
| <b>教育対策部</b>   | (教育委員会全課)<br>1 学校利用者の安全確保の指示に関すること<br>2 避難所（所管施設）の設置及び運営に関すること<br>3 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること<br>4 被災者に対する炊き出し等の協力に関すること<br>5 被災者に対する救援物資の配布に関すること<br>6 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策に関すること<br>※学校、PTAとの連絡調整及び協力要請<br>※避難所開設に係る地域への協力要請<br>7 避難者の情報に関すること<br>8 学校給食施設との連絡調整に関すること<br>9 県教育委員会及び関係機関への報告に関すること<br>10 災害による応急教育施設及び教育の確保に関すること |
| <b>消防部</b>     | (消防本部・消防団)<br>1 警戒パトロール実施に関すること<br>2 警戒、検索、防御に関すること<br>3 消火、救急、救助に関すること<br>4 情報収集、伝達に関すること<br>5 災害状況報告の整理に関すること<br>6 消防団の出動及び連絡調整に関すること<br>7 資機材の確保、配分及び輸送に関すること<br>8 行方不明者の捜索<br>9 消防団員の被災状況調査<br>10 県内各消防本部との応援協定に基づく協力要請に関すること  |
| <b>病院部</b>     | (病院全課)<br>1 負傷者の治療に関すること<br>2 医療救護及び助産に関すること<br>3 応急救護所の設営等に関すること<br>4 死体の検案等に関すること<br>5 医療用資機材等の調達及び要請に関すること<br>6 近隣医療機関への応援に関すること  |

## 風水害応急-107（風水害応急-196 共通）

### 第2節 情報の収集・伝達及び報告

#### 第1 情報収集・伝達手段の確保

##### 1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

###### 主な通信手段

|               | 主な通信手段                                       | 主な通信区間                              |
|---------------|--|-------------------------------------|
| 有線            | 一般加入電話・FAX<br>CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ） | 災害対策本部～防災関係機関・市民<br>※CATV電話は域内のみ ※1 |
|               | 災害時優先電話                                      |                                     |
|               | 防災気象情報提供システム                                 | 神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部                 |
|               | 土砂災害情報相互通報システム                               | 気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等 ※1         |
| 有線<br>／<br>無線 | 兵庫県災害対応<br>総合情報ネットワークシステム<br>(フェニックス防災システム)  | 災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関           |
| 無線            | 兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）                        | 災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関                |
|               | 防災行政無線（移動系）                                  | 災害対策本部～災害現場・避難所※2                   |
|               | MCA無線  | 災害対策本部～災害現場・避難所※3                   |
|               | 携帯電話   | 災害対策本部～災害現場                         |
|               | かとう安全安心ネット                                   | 災害対策本部～市民等                          |

※1 滝野地域の音声告知放送、電話は平成22年以降

※2 東条地域に限る。

※3 社、滝野地域に限る。

### 第2節 情報の収集・伝達及び報告

#### 第1 情報収集・伝達手段の確保

##### 1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

###### 主な通信手段

|               | 主な通信手段                                       | 主な通信区間                              |
|---------------|--|-------------------------------------|
| 有線            | 一般加入電話・FAX<br>CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ） | 災害対策本部～防災関係機関・市民<br>※CATV電話は域内のみ ※1 |
|               | 災害時優先電話                                      |                                     |
|               | 防災気象情報提供システム                                 | 神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部                 |
|               | 土砂災害情報相互通報システム                               | 気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等            |
| 有線<br>／<br>無線 | 兵庫県災害対応<br>総合情報ネットワークシステム<br>(フェニックス防災システム)  | 災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関           |
| 無線            | 兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）                        | 災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関                |
|               | 防災行政無線（移動系）                                  | 災害対策本部～災害現場・避難所※2                   |
|               | MCA無線  | 災害対策本部～災害現場・避難所※3                   |
|               | 携帯電話   | 災害対策本部～災害現場                         |
|               | かとう安全安心ネット<br>エリアメール・緊急速報メール<br>公共情報コモンズ     | 災害対策本部～市民等                          |

※1 滝野地域の音声告知放送、電話は平成25年以降

※2 東条地域に限る。

※3 社、滝野地域に限る。

## 気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸海洋気象台）

| 区分           | 注意報名          | 基 準 等   |
|--------------|---------------|---|
| 気 象<br>注 意 報 | 風雪<br>(平均風速)  | 風雪によって災害の起こる恐れがあると予想される場合<br>陸上12m/s以上 雪を伴う                                 |
|              | 強風<br>(平均風速)  | 強風によって災害の起こる恐れがあると予想される場合<br>陸上12m/s以上                                      |
|              | 大雨(雨量)        | 大雨によって災害の起こる恐れがあると予想される場合<br>1時間雨量 30mm以上<br>3時間雨量 70mm以上<br>土壌雨量指数84～95    |
|              | 洪水(雨量)        | 洪水によって災害の起こる恐れがあると予想される場合<br>1時間雨量 30mm以上<br>3時間雨量 70mm以上<br>流域雨量指数値8 (東条川) |
|              | 大雪(24時間降雪の深さ) | 大雪によって災害の起こる恐れがあると予想される場合<br>平地10cm以上 山地20cm以上                              |
|              | 雷             | 落雷等により被害が予想される場合  |
|              | 乾燥            | 空気の乾燥によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>最小湿度40%以下で実効湿度60%以下                         |
|              | 濃霧(視程)        | 濃霧によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>陸上100m以下                                       |
|              | 霜(最低気温)       | 霜によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下                           |
|              | 低温<br>(最低気温)  | 低温によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>-4℃以下  |
|              | 着雪            | 着雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下                         |
|              | 暴風<br>(平均風速)  | 暴風によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合<br>平均風速 陸上20m/s以上                              |
| 気 象<br>警 報   | 暴風雪<br>(平均風速) | 暴風雪によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合<br>平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う                        |
|              | 大雨(雨量)        | 大雨によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合<br>1時間雨量 60mm以上<br>土壌雨量指数が120～137              |
|              | 洪水(雨量)        | 洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>1時間雨量 60mm以上<br>流域雨量指数 (東条川) 18             |
|              | 大雪(24時間降雪の深さ) | 大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>平地20cm以上 山地40cm以上                           |

※ 気象予警報の地域細分区域は、南部の播磨南東部に属する。

## 気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸海洋気象台）

| 区分           | 注意報名          | 基 準 等   |
|--------------|---------------|---|
| 気 象<br>注 意 報 | 風雪<br>(平均風速)  | 風雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>陸上12m/s以上 雪を伴う                     |
|              | 強風<br>(平均風速)  | 強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>陸上12m/s以上                          |
|              | 大雨(雨量)        | 大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>1時間雨量 40mm以上<br><br>土壌雨量指数96       |
|              | 洪水(雨量)        | 洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>1時間雨量 40mm以上<br><br>流域雨量指数値9 (東条川) |
|              | 大雪(24時間降雪の深さ) | 大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>平地10cm以上 山地20cm以上                  |
|              | 雷             | 落雷等により被害が予想される場合  |
|              | 乾燥            | 空気の乾燥によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>最小湿度40%以下で実効湿度60%以下             |
|              | 濃霧(視程)        | 濃霧によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>陸上100m以下                           |
|              | 霜(最低気温)       | 霜によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下               |
|              | 低温<br>(最低気温)  | 低温によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>-4℃以下                              |
|              | 着雪            | 着雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下             |
|              | 暴風<br>(平均風速)  | 暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>平均風速 陸上20m/s以上                  |
| 気 象<br>警 報   | 暴風雪<br>(平均風速) | 暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う            |
|              | 大雨(雨量)        | 大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>1時間雨量 60mm以上<br>土壌雨量指数が125      |
|              | 洪水(雨量)        | 洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>1時間雨量 60mm以上<br>流域雨量指数 (東条川) 18 |
|              | 大雪(24時間降雪の深さ) | 大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合<br>平地20cm以上 山地40cm以上               |
|              | 記録的短時間大雨情報    | 大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合<br>1時間雨量 110mm以上          |

※ 気象予警報の地域細分区域は、南部の播磨南東部に属する。

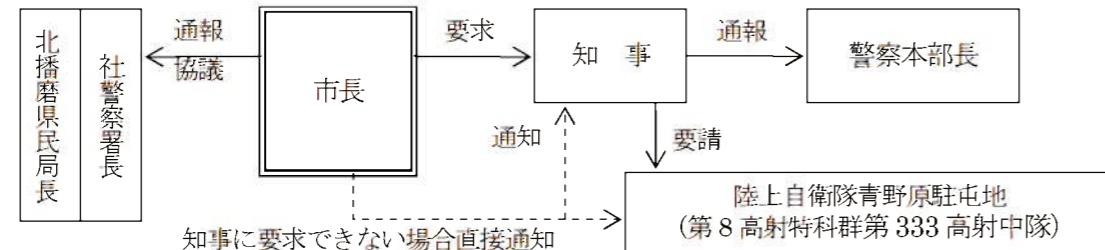
## 風水害応急-119 (風水害応急-202 共通)

### 第3節 防災関係機関等との連携

#### 第1 自衛隊への派遣要請

- 災害派遣要請の方法 (市長 → 知事 → 自衛隊)

##### ■派遣及び撤収要請手続経路



## 風水害応急-120 (風水害応急-202 共通)

#### 2 要請先等 ※連絡先等一覧

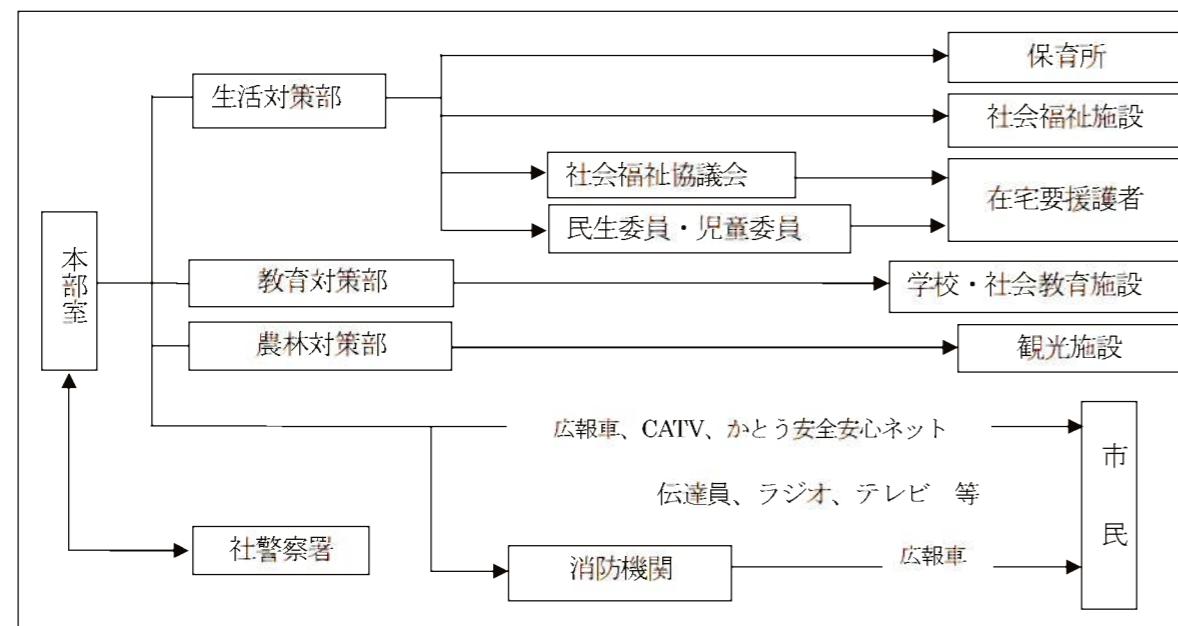
| 区分  |                               | 電話番号   |  |
|-----|-------------------------------|--|--|
|     |                               | 勤務時間内  | 勤務時間外                                  |
| 県   | 北播磨県民局                        | 42-9303<br>FAX42-4704                                    |  |
|     | (災害対策本部設置時)<br>災害対策本部事務局      | (078)362-9900 (時間内外とも)<br>FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも) |  |
|     | (災害対策本部未設置時)<br>災害対策課 (防災係)   | (078)362-9988<br>FAX(078)362-9911~9912                   | (078)362-9900<br>FAX(078)362-9911~9912 |
| 自衛隊 | 陸上自衛隊青野原駐屯地 (第8高射特科群第333高射中隊) | (0794)66-7301 内線 232                                     |  |

## 風水害応急-141 (風水害応急-222 共通)

### 第4節 避難対策

#### 第1 避難の勧告・指示等

#### 2 避難準備情報、避難の勧告・指示等の伝達

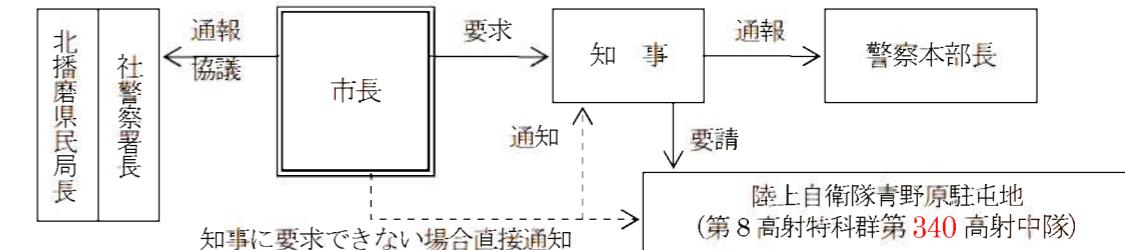


### 第3節 防災関係機関等との連携

#### 第1 自衛隊への派遣要請

- 災害派遣要請の方法 (市長 → 知事 → 自衛隊)

##### ■派遣及び撤収要請手続経路



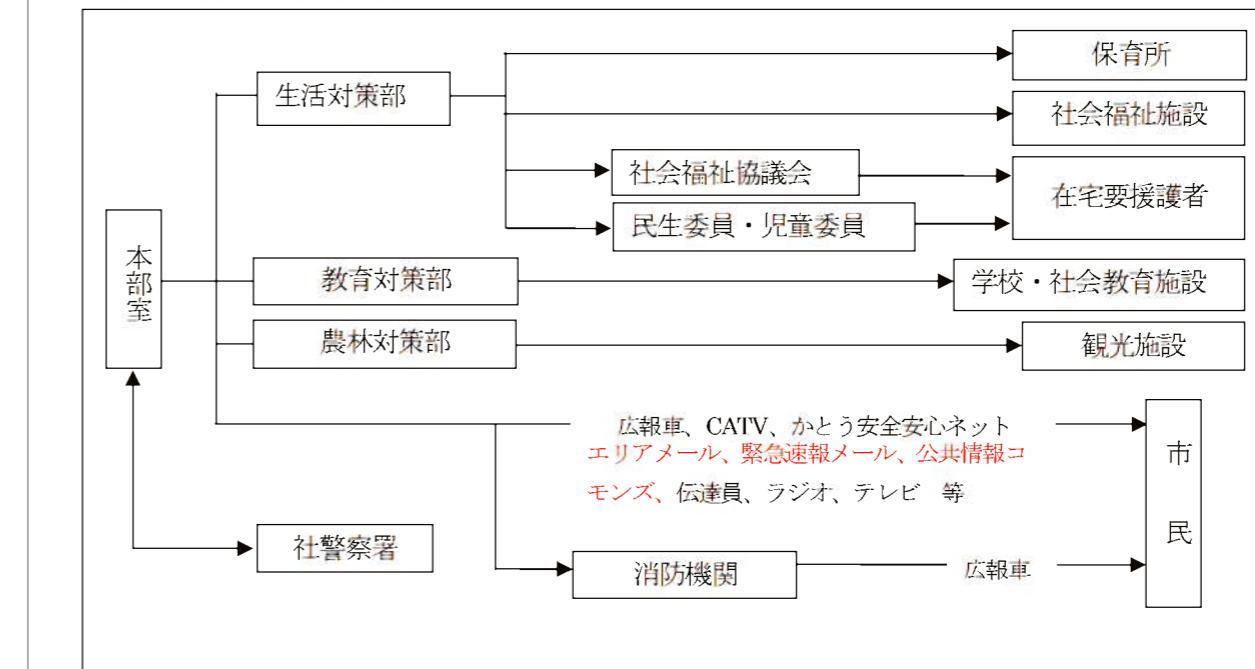
#### 2 要請先等 ※連絡先等一覧

| 区分  |                               | 電話番号   |  |
|-----|-------------------------------|--|--|
|     |                               | 勤務時間内  | 勤務時間外                                  |
| 県   | 北播磨県民局                        | 42-9303<br>FAX42-4704                                    |  |
|     | (災害対策本部設置時)<br>災害対策本部事務局      | (078)362-9900 (時間内外とも)<br>FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも) |  |
|     | (災害対策本部未設置時)<br>災害対策課 (防災係)   | (078)362-9988<br>FAX(078)362-9911~9912                   | (078)362-9900<br>FAX(078)362-9911~9912 |
| 自衛隊 | 陸上自衛隊青野原駐屯地 (第8高射特科群第340高射中隊) | (0794)66-7301 内線 232                                     |  |

### 第4節 避難対策

#### 第1 避難の勧告・指示等

#### 2 避難準備情報、避難の勧告・指示等の伝達



## 風水害応急-159

### 第8節 災害時要援護者支援対策

#### 1 情報提供

- (2) 伝達手段……・CATV、かとう安全安心ネット、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等

## 風水害応急-163（風水害応急-231共通）

### 第10節 災害情報等の提供と相談活動

#### 第1 災害広報

#### 2 市における広報体制等

#### (3) 広報の実施

##### ② 市民に対する広報

- ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
- イ CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。
- ウ 避難所等への情報提供  
避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
- ア) 情報提供ルート…CATV、掲示板、避難所の職員・施設管理者、巡回員・自主防災組織員、自治会等
- イ) 伝達手段……CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

## 風水害応急-256

### 第5章 個別対策

#### 第5 土砂災害対策

#### 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

#### (3) 予報又は警報の発令及び伝達

各班においても、神戸海洋気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集し、災害対策本部が必要と認める気象情報等については、広報車、CATV、インターネット等を有効に活用して、市民に対し速やかに伝達する。

#### (4) 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者関連施設に対する情報伝達 災害時要援護者班は、警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の施設管理者に対して、電話、FAXやEメール等により土砂災害に関する情報の伝達を行う。

なお、施設管理者自らもテレビやインターネット等による情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報に注意する。

#### (5) 難勧告等の基準及び避難に関する事項

④ 避難勧告等については、広報車、CATV、FAX、ホームページ、メール配信、戸別訪問、自主防災組織会、自治会及び消防団を通じた伝達等あらゆる手段により伝達する。

### 第18節 警備対策

〔実施関係機関：社警察署〕

警察署は関係機関と連携し、市内の災害警備のため、次の措置を講じるものとされている。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救護
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 気象情報等の収集及び伝達
- (5) 危険区域居住者に対する避難の指示、勧告及び誘導

### 第8節 災害時要援護者支援対策

#### 1 情報提供

- (2) 伝達手段……・CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、広報車、広報資料、広報誌（紙）、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等

### 第10節 災害情報等の提供と相談活動

#### 第1 災害広報

#### 2 市における広報体制等

#### (3) 広報の実施

##### ② 市民に対する広報

- ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
- イ CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。

#### ウ 避難所等への情報提供

避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

ア) 情報提供ルート…CATV、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自治会等

イ) 伝達手段……CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

### 第5章 個別対策

#### 第5 土砂災害対策

#### 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

#### (3) 予報又は警報の発令及び伝達

各班においても、神戸海洋気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集し、災害対策本部が必要と認める気象情報等については、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等を有効に活用して、市民に対し速やかに伝達する。

4 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者関連施設に対する情報伝達 災害時要援護者班は、警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の施設管理者に対して、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等により土砂災害に関する情報の伝達を行う。

なお、施設管理者自らもテレビやインターネット等による情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報に注意する。

#### (5) 難勧告等の基準及び避難に関する事項

④ 避難勧告等については、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、戸別訪問、自主防災組織会、自治会及び消防団を通じた伝達等あらゆる手段により伝達する。

### 第18節 警備対策

〔実施関係機関：社警察署〕

警察署は関係機関と連携し、市内の災害警備のため、次の措置を講じるものとされている。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救護
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 気象情報等の収集及び伝達
- (5) 危険区域居住者に対する避難の指示、勧告及び誘導

- (6) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- (8) 被災地等における犯罪の予防活動
- (9) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- (10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

- (6) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- (8) 被災地等における犯罪の予防活動
- (9) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- (10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動